

第6回小郡市子ども・子育て会議 会議要約

日時	平成 26 年 8 月 28 日（木） 13：30～16：05
場所	小郡市人権教育啓発センター
出席者	<p><委員></p> <p style="text-align: center;">飯田委員、石橋委員、今吉委員、大石委員、梶原委員、鈴木委員、立野委員、 寺崎委員、西本委員、平井委員、堀内委員、村橋委員、吉塚委員</p> <p><事務局職員></p> <p style="text-align: center;">鮫島保健福祉部長、伊東子育て支援課長、野田子育て支援係長、 成富子育て支援係員</p> <p style="text-align: center;">(株) ジャパンインターナショナル総合研究所 山部</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回 小郡市子ども・子育て会議次第 ・ 第 4 章 計画の基本的な考え方（資料 1－2） ・ 第 6 章 量の見込みと確保方策（資料 2） ・ 子ども子育て事業の見込み量算出方法〔イメージ〕（資料 3） ・ 小郡市新次世代育成支援行動計画（前期）及び子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）骨子案について（質問・意見及び回答）（資料 4） ・ 条例（案）（資料 5）
会議内容	
1	開会
2	<p>議題</p> <p><u>（1）「小郡市子ども・子育て支援事業計画」骨子案について</u></p> <p>①第 4 章 計画の基本的な考え方</p> <p>事務局からの資料説明及び事前質問等に関する説明後、意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどのご意見の中にあったキャッチフレーズは、どのような取り扱いをされるのか。 →今後、作成するパンフレットや概要版等に使用させていただきたいと考えている。 ・ 基本方針 5 について、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体の育成」という「知・得・体」の 3 つを合わせて「生きる力」と教育界では捉えているが、ここで「学力保障」という言葉をあえて入れたのはなぜか。 →子どもの人権を守るための知識の 1 つとして、まずは学力をつけるということで、「知・得・体」に加え人権をカバーできるように「学力保障」を入れた。文言等は再度整理したい。 ・ 施策の体系でも 5－（4）に「人権教育」が出てきているのはなぜか。誰に対しての啓発なのか、説明いただきたい。 →「人権教育の啓発の推進」という言葉を入れたのは、子どもの人権をどのように確保していくかという観点である。幼児や親の養護を必要とする子どもたちなど、子どもの人権確保を見据えた教育ということで挙げさせていただいた。 ・ 基本方針に挙げてある施策が、いろいろな事業に直接関わってくるということか。例えば、基本方針 4 では「健康診断や小児医療の充実」ということだが、今までの会議の中で小児医

療に関して特に話をしていない。

→医療そのものを高めていくことはできないところがあるが、小児医療については、久留米広域圏で聖マリア病院に小児緊急医療を進めている。言葉だけを見れば、小児科医を増やすとか、そういうふうに見えるかもしれないが、小郡市として子どもたちが医療を受けやすい環境を少しでも充実させていくという意味で挙げさせていただいている。

- ここに書かれているとおりに市民が受け取られるので、やはり文章に忠実であるべきと思う。
→現時点での基本方針であるので、基本方針、基本施策の文言については、実際の施策を出す中でご意見を頂きながら、必要に応じて最も適した文言に変更していきたい。

②第6章 量の見込みと確保方策について

事務局からの資料説明後、意見を求める。

「2 子ども・子育て支援給付」の「(1) 各用語の解説等」について

- パートタイムの短時間と長時間の違いについて説明をお願いします。タイプをAからFまで分けているが、Aのひとり親家庭というのは就労している、していないにかかわらず、例えば、母子家庭はAタイプとなるのか。

→ひとり親家庭に関しては、就労等の有無ではなくAタイプとしている。パートタイムの条件については、フルタイムが120時間以上、パートタイムが64～120時間、64時間以下については短時間のパートタイムとして計算している。

- 時間数の根拠が何かあるのか。

→国が定めている時間で設定した。

- 例えば、農家が多い所と中心部ではパートの扱い方も随分違うと思うが、地域性というのは全く加味されてないのか。

→現在、小郡市は月64時間以上の勤務を保育所の入所条件にしており、64時間に至らない方は幼稚園対象になっている。新しい制度になったときに時間の基準を決めるようになっていくが、今のところ、小郡市は従前の64時間をそのまま使いたいと考えている。

- 認定を受けるか受けないかによって、自分の子どもの預け方が変わってくるので、この認定については厳格に決めておく必要があると思う。親御さんたちが不公平感を感じるようなものにならないようにしないとイケない。

→認定基準については、国のほうから最低基準は出ており、それに独自で加えていくことはできると思うので、この場で意見を頂いて検討していくべきと考えている。

- 対象条件については核家族だけを想定してあるようだが、同居の祖父母等がいる場合は条件が変わってくると思う。同居の方がいると必要量の見込みが変わってくるか。

→同居の有無までは調査されておらず、親の就労状態でしか調査していないので、そういう形で出させていただいた。今回、国が示した方法に沿ってニーズ調査を行ったが、今のご指摘からいくと、量が少し多めに出てきているのかとも思う。

- 「特定地域型保育事業」の小規模保育（A・B・C型）について教えてほしい。

→人数等が違ってくるが、詳しくは資料5に一覧表を載せており、後ほど説明する。

「(2) 実績及び各年度における量の見込みと確保方策」について

- ・今、保育所はいっぱいなので、子どもの数が増えれば小規模保育で何とかなるといことだが、実際にどこにつくるか、見通しがあるのか。
→今のところ、今ある施設にご意向を聞きながらということになっており、新たに参入されるかどうか、分からない。
- ・子どもを預かるには場所の問題や保育士の問題があり、その辺が解決できるのか。それとも、市全体として、そこには入れないから南のほうに行ってほしいということになるのか。
→それについては、「教育・保育提供区域」にも書いているが、市内全域を1区域と考えている。宅地開発で子どもが増えてくるが、今いる子どもさんも成長していくので市全体の子どもの数は毎年少しずつ減っている。ただ、働くまたは働きたいので保育所に行きたいというニーズがあるので、それに向けての確保方策という形を考えている。
- ・保護者の立場に立つと、できるだけ近くで預けられるようにしてほしい。
→今後、保育所等をつくりたいという事業者の希望があれば、ニーズが高い所につくるのではないと思う。ただ、小郡市の場合は1区域で十分な広さなので、車の有無など個人的な理由を考慮して入所できるよう確認作業をするという方向性は持つべきと思うが、基本的には小郡市内の空いている保育所を案内する形になると思う。
- ・障がいを持つお子さんで、地域の保育園・幼稚園への就園を希望されたが近くの園は人数が多く、離れた所の少ない保育園を勧められた保護者もおられる。子どもが居住する地域の幼稚園・保育園に預けて周囲の子に理解してもらいたいという思いの保護者もおられるので、待機児童を減らすことも大事だが、保護者の思いを見失わないでほしい。
→当初は難しいかもしれないが、次年度は近くの保育園に入園できるようにするという配慮はしていきたい。地域の中で育てるという意味では地域にある保育園がいいかもしれないが、保育園の特色を見て、離れたところに行かれる方もおられるので、市全体の中で考えていきたい。
- ・0歳児は、平成25年度が129人で平成27年度は倍近くになっているが、この量はどのような計算をされたのか。
→今回、国は潜在的なニーズを掘り起して事業量の算出をされており、現状とかなり開きがある部分がある。保護者がニーズ調査を受けるときに「あったら利用してみたい」くらいの気持ちで書かれて、実際には行かないという実態が出てくるのではないかと、我々も危惧している。ただ、量の見込みがあまりに多く、見直すべきところは検討していく必要があると思っている。

「3 地域子ども・子育て支援事業」について

- ・地域子育て支援拠点事業の対象年齢が0～2歳となっているが、市の子育て支援センター等でやっているのびのび教室などは0歳から就園前の子どもとなっている。
→0～2歳児の保護者のニーズを地域子育て支援拠点事業のニーズとして吸い上げるように国で定められているので、ニーズ量の出し方として0～2歳という対象年齢を定めている

が、実際に事業の中で2歳までしか利用できないということではない。

- ・参考2に書いてある平成27年度の数字は一般の人が見ても分からない。みんなが見て必要だと分かるかどうかが大変で、国の出し方で出していますでは答えにならない。

→「人回」や「人日」は分かりにくいので説明の必要性を感じている。ただ、全ての市町村が同じ計算で算出したものを国が吸い上げ、国の施策とするために示している数字なので、どの程度、小郡市の数字に変えることができるか、今後は確認を取って、少しでも分かりやすい数字を入れていきたい。

3 その他

①条例（案）について

事務局からの資料説明後、意見を求める。

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準が変更され、小学3年生以下だったのが6年生までに、支援の単位も70名から40名になる。この改正にあたっていろいろ改善が必要になると思うが、学童の施設設備の面については具体的に考えてあるか。

→来年の4月からの施行で急には無理だが、5年間の経過措置ということで、できることから順次やっていきたいと思っており、今後、学校との協議も出てくるかと思う。

- ・学童については、保護者のニーズをもっと細やかに考える必要があるのではないか。6年生は学校から帰宅する時間も遅く、それほど学童が必要な子がいるのかと思う。また、保育所に就園していた子が小学校に上がったときに7時までだったお迎えが5時になるという保護者の悩みがあるので、学年の幅を広げれば良いということではないと思う。

→学童も5時以降は7時までの延長保育を行っている。

- ・小学校6年生までに広がるのに、1学童の単位は減るのか。

→子どもの福祉の増進のために1つの学童の人数を減らしていくという国の考え方が以前からあったが、今回の子ども・子育て支援事業の中では、国の考え方がより一層出てきた。

6年生まで枠が広がった上に40名以下に抑えなさいということで、市町村の立場としては非常に厳しい状況である。三国小学校も今までは学校内で学童の敷地を確保できていたのが確保できなくなり、どこに学童を持っていくのかという課題も出てくる。

- ・子ども1人につき幾らくらい保護者が負担されているのか。支援の単位が増えれば、保護者負担も増えるのか。

→今のところ、保護者負担は月5,000円程度で、5時以降の延長については月2,000円程度かと思う。今後の負担については検討中である。

②次回日程について

事務局より次回日程の説明

4 閉会のあいさつ